

① 制度の概要

産業廃棄物の**3R技術開発**（発生抑制・減量化・再利用・再生利用）、**脱炭素化技術**を含む環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設整備等に対する助成制度です。資源循環型社会システムの効率的な構築と優良な処理業者の育成を支援します。

🔍 支援内容

☐ 技術開発・高度技術施設

- ☐ 3R技術開発事業
- ☐ 脱炭素化技術を含む環境負荷低減技術開発
- ☐ 高度技術を利用した施設整備事業
- ☐ バイオ燃料・小型家電リサイクル認定研究開発
- ☐ プラスチック資源循環認定研究開発

最大500万円

助成率：2/3以内

☐ 起業化調査事業

- ☐ 技術開発・施設整備に関する起業化調査
- ☐ 事業化可能性調査

最大50万円

助成率：1/3以内

🎯 対象となる取組

【技術開発分野】

- ☐ 廃棄物の発生抑制・減量化技術開発
- ☐ 循環資源の再利用技術開発
- ☐ 再生利用技術開発
- ☐ 脱炭素化技術を含む環境負荷低減技術開発

【施設整備・認定事業】

- ☐ 高度技術を利用した3R・環境負荷低減施設整備
- ☐ 農林漁業バイオ燃料法認定研究開発事業
- ☐ 小型家電リサイクル法認定研究開発事業
- ☐ プラスチック資源循環促進法認定研究開発事業

※地域循環共生事業も含む

👤 対象者

- ☐ **産業廃棄物処分業許可取得者**または取得予定者（事前協議済）
- ☐ 従業員数300人以下または資本金10億円以下
- ☐ 過去5年間、廃棄物・公害防止関連法律の不利益処分を受けていないこと

※外部組織との連携による申請も可能

📊 戦略的分析

【採択のポイント】

- ☐ **事前相談の実施**が必須条件となっており、申請前の準備段階から財団との連携が重要
- ☐ 産業廃棄物処理業界への**普及可能性**と環境負荷低減効果の明確な説明が求められる
- ☐ 技術の**実用性・実現可能性**を具体的なデータと計画で示すことが採択の鍵

【段階的なステップアップ戦略】

- ☐ **第1段階：起業化調査**（50万円）で事業化可能性を検証し、基盤を固める
- ☐ 第2段階：**技術開発事業**（500万円）で実用化に向けた本格的な開発を実施
- ☐ 第3段階：**高度技術施設**（500万円）で実装・事業化を完成させる戦略が有効

📊 助成事業分野別構成



主要分野：3R技術開発が最も多く、次いで脱炭素技術開発が続く
新規分野：プラスチック資源循環認定研究開発が新たに対象に追加

💡 技術分野と開発例

技術分野	開発事例
発生抑制技術	廃棄物発生量削減システム、製造工程最適化技術
減量化技術	高効率破砕・圧縮技術、体積削減装置
再利用技術	廃プラスチック再生技術、金属回収技術
脱炭素技術	CO2削減型処理技術、エネルギー回収システム
循環共生事業	地域循環型エネルギー活用、農林水産業連携

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **事前相談の充実**：申請前に必ず実施し、事業内容の適合性を確認する
- ☐ **産業界への波及効果**：技術の**普及可能性**と業界全体への貢献を明確に示す
- ☐ **環境負荷低減効果**：定量的なCO2削減効果や廃棄物削減量を具体的に提示
- ☐ **実現可能性の証明**：技術的根拠と事業計画の整合性を詳細に説明する

👤 専門家活用のススメ

- ☐ **技術コンサルタント**：3R・脱炭素技術の専門知識を持つ技術者との連携
- ☐ **事業化支援専門家**：起業化調査から実用化まで一貫した支援体制の構築
- ☐ **法規制対応専門家**：廃棄物処理法等の関連法規制への適切な対応
- ☐ **環境評価専門家**：環境負荷低減効果の定量的評価と効果測定

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/8/4作成】

提出書類	チェックポイント
助成事業申請書類	☐ 事前相談実施 が前提条件 ☐ 技術開発の 実用性・普及性 を明記 ☐ 環境負荷低減効果を定量的に記載
会社説明書	☐ 定款記載の事業内容確認 ☐ 従業員数・資本金要件の確認
産業廃棄物処分業許可証	☐ 申請事業に関連する許可の写し ☐ 事前協議書類（許可取得予定者）
認定証明書	☐ 各種認定研究開発事業の場合 ☐ 認定取得見込み書類も可

📅 申請スケジュール

📍 事前相談期間

応募前の財団業務部との事前相談が必須となっています
技術内容・事業計画の適合性確認

📍 申請受付期間

2025年9月30日まで
郵送またはメール申請

📍 選考・現地調査

令和7年度末頃
助成事業運営委員会による選考

📍 採択結果通知

令和8年3月頃
理事長決定による正式通知
採択決定時は産廃情報ネットでの情報公表が必要となります。

📍 事業開始

令和8年4月～最長1年間
2年継続申請も可能（一部事業）

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.sanpainet.or.jp/service02.php
お問い合わせ	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 業務部（担当：馬飼野、武田） 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号ヒューリック虎ノ門ビル10階 TEL：03-4355-0155 FAX：03-4355-0156